

高規格道への連絡道 設置困難との判断に

平成29年6月議会で可決した「高規格幹線道路に佐賀北部地域と佐賀との間で利用できる一般道路との連絡道の建設を求める意見書」の取り組みについて、経緯と検討結果の要旨を報告します。

平成29年3月6日付で当該意見書の提出を求める請願書の提出を受け、産業建設厚生常任委員会にて継続審査となり、その後、県の担当職員と同委員による勉強会の実施などを経て、同年6月定例会にて採択し、6月16日付で高知県知事に意見書を提出しました。

県は、検討の前提条件として、高規格道路の構造に影響を及ぼせない。また、道路設計の基準となる道路構造令を順守し、カーブ、縦断こう配等、一番厳しい条件を適用し、検討を行いました。

場所については、拳ノ川から佐賀間は総じて地形的な条件が非常に厳しく、道路構造

令の基準を順守することが難しい中、一番可能性の高い拳ノ川インターチェンジ付近で検討を行いました。

この場所においては、高規格道路の橋梁（きょうりょう）の上部か下部を通過することが必要で、上部の場合20・9%、下部の場合16・5%の縦断こう配となり、いずれも基準8・5%を満たしません。

この縦断こう配を基準内で収めるためには、現国道や接続する道路のほかに相当な距離の新たな道路建設を要し、高規格道路建設への影響が大きいことから適切ではないと考え、県としては連絡道の設置は困難であると判断に至ったとのことです。

大方庁舎47年間 ありがとう！

長年親しんできた大方庁舎は、1月中旬より解体されます。

新庁舎です



旧大方庁舎内の一コマ（H29年12月）（左と中は1F窓口、右は2F）